

第46号

政策フォーラム特集号

発行日

2019. 1. 5

Super Highway

スーパーハイウェイ

JR東労組バス関東本部

発行責任者：遠山真一郎
編集責任者：大枝隆寿
東京都渋谷区代々木2-2-6
JR新宿ビル13F
Tel.03-3375-5045 (NTT)

高齢者が安心して働ける賃金制度を実現させよう①

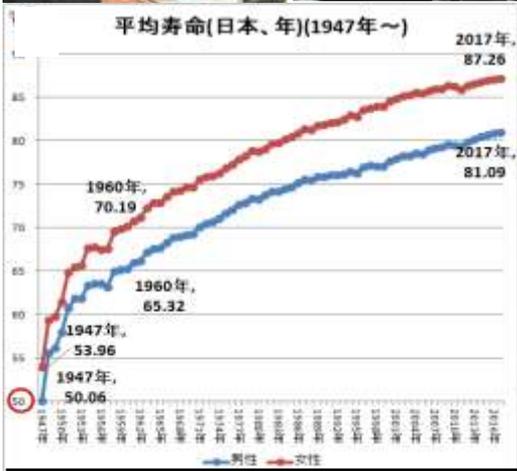
～55歳以上基本給減額・60歳以上継続雇用制度を考える～

高齢者を取り巻く社会情勢は？



国鉄改革当時の定年は55歳！
60歳定年の歴史は意外と浅い！

- 「高齢者雇用安定法」の改正の推移
- 1986年 「高齢者雇用安定法」で60歳定年を努力義務化
- 1990年 定年後再雇用を努力義務化
- 1994年 60歳未満定年制を禁止（1998年施行）
- 2000年 65歳までの雇用確保措置を努力義務化
- 2004年 65歳までの雇用確保措置の段階的義務化（2006年施行）
- 2012年 希望者全員の65歳までの雇用を義務化（2013年施行）



企業の継続雇用年齢を70歳引き上げる方針表明

人手不足を解消するとともに、社会保障の財源悪化で年金制度などの安定を図ることが狙いです。平均寿命は戦後1950年には60歳でしたが、1970年には70歳を超え、現在は男女ともに80歳を超えるようになりました。このような高齢化に少子化が加わり定年年齢が上げられていることがわかります。

年金制度の現実とは？



専業主婦世帯 40歳以下は夫婦で20万円の維持も困難に!

年金受給開始年齢	年金受給開始時の平均年収	65歳	70歳	80歳	90歳	90歳までの合計
60歳	360万円	18万9023円	16万8667円	14万1582円	12万1378円	4956万円
	480万円	20万8821円	18万6333円	15万6751円	13万5122円	5528万円
	744万円以上	25万2376円	22万5197円	19万0122円	16万5360円	6789万円
55歳	360万円	17万9941円	16万3779円	13万9820円	11万9982円	4681万円
	480万円	19万8787円	18万0933円	15万5225円	13万3939円	5202万円
	744万円以上	24万0249円	21万8671円	18万9114円	16万4646円	6348万円
50歳	360万円	17万0259円	15万7022円	13万4614円	11万5626円	4406万円
	480万円	18万8091円	17万3845円	14万9857円	12万9437円	4895万円
	744万円以上	22万7323円	21万0855円	18万3392円	15万9823円	5970万円
45歳	360万円	16万1565円	14万9600円	12万8447円	11万1635円	4193万円
	480万円	17万9166円	16万6354円	14万3628円	12万5390円	4680万円
	744万円以上	21万7887円	20万3212円	17万7025円	15万5650円	5751万円
40歳	360万円	15万2659円	14万1494円	12万1732円	10万8640円	3988万円
	480万円	17万0259円	15万8248円	13万6912円	12万2395円	4475万円
	744万円以上	20万8981円	19万5106円	17万0309円	15万2655円	5546万円
35歳	360万円	14万4541円	13万4106円	11万6749円	10万5785円	3816万円
	480万円	16万2142円	15万0859円	13万1930円	11万9540円	4303万円
	744万円以上	20万0863円	18万7718円	16万5326円	14万9800円	5374万円

年金受給開始年齢を更に引き上げる新制度も検討？

現在の年齢で男性は57歳以下、女性で52歳以下だと年金の支給は原則65歳からです。2018年の最新情報では、国民年金（老齢基礎年金）の平均支給額は55,464円、厚生年金（老齢厚生年金）の平均支給額は147,927円となり、専業主婦世帯での夫婦二人でもらえる平均年金額は203,391円となります。今後若い世代ほど年金支給額の現在における価値が下がり、40歳以下は20万円の維持も困難にという試算も出されています。

高齢雇用継続給付金とは？

高齢雇用継続給付の給付金早見表

【早見表の使い方】
60歳到達時の賃金月額と比較した支給対象月に支払われた賃金額（み申し賃金額）の低下率に応じた支給率を、支給対象月に支払われた賃金額に乗算することにより高齢雇用継続給付の給付金の支給額がわかります。

低下率	支給率	低下率	支給率
75.0%以上	0.00%	68.0%	6.7%
74.8%	0.44%	67.5%	7.26%
74.0%	0.88%	67.0%	7.80%
73.5%	1.33%	66.5%	8.36%
73.0%	1.79%	66.0%	8.91%
72.5%	2.25%	65.5%	9.48%
72.0%	2.72%	65.0%	10.0%
71.5%	3.20%	64.5%	10.64%
71.0%	3.68%	64.0%	11.29%
70.5%	4.17%	63.5%	11.84%
70.0%	4.67%	63.0%	12.45%
69.5%	5.17%	62.5%	13.0%
69.0%	5.68%	62.0%	13.70%
68.5%	6.20%	61.5%	14.36%
		61.0%以下	15.0%

60歳前後の賃金格差と年金非支給期間の穴埋め？

高齢雇用継続給付では60歳到達時に基本手当を受給しないで継続して働く人には「高齢雇用継続基本給付金」が65歳まで支給されます。60歳時点の賃金の75%未満に低下した場合、低下率に応じた「高齢雇用継続基本給付金」が受け取れます。（例：60歳到達時の賃金月額40万円→60歳以降の新賃金額20万円⇔低下率50%→支給率15%⇒支給額は月30,000円）